

聖 監 第 37 号  
令和 4 年 9 月 12 日

聖籠町上下水道事業  
聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町代表監査委員 二宮 秀男

聖 籠 町 監 査 委 員 田中 智之

令和 3 年度聖籠町水道事業会計資金不足比率の審査結果について

1 資金不足比率 「0」パーセント

2 算定の基礎

$$\begin{aligned} \text{資金不足額} &= (\text{流動負債の額} - \text{控除企業債等}) - (\text{流動資産の額}) \\ &= (65,727,470 \text{ 円} - 40,084,272 \text{ 円}) - (747,308,454 \text{ 円}) \\ &= \Delta 721,665,256 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ &= 251,508,782 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 251,508,782 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 721,665,256 \text{ 円}}{\text{事業の規模 } 251,508,782 \text{ 円}} \times 100 \\ &= \Delta 286.9\% \end{aligned}$$

⇒0% (負の場合は資金不足比率はなし。下記の※で説明のとおり)

※流動資産の額が流動負債の額を上回る場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成 19 年政令第 397 号) 第 16 条において準用する第 3 条第 1 項第 1 号の規定による資金不足の額は「0」となる。  
(⇒0%)

3 意見

令和 3 年度聖籠町水道事業会計については、資金不足が生じていないことから資金不足比率 0 パーセントである。よって、良好な資金保有状況と判断される。

以上